

「令和5年度盛岡広域エリア等酒蔵めぐりツアー」商品造成・販売業務 企画コンペ提案審査要領

この「企画コンペ提案審査要領」は、盛岡広域振興局（以下「振興局」という。）が実施する「令和5年度盛岡広域エリア等酒蔵めぐりツアー」商品造成・販売業務（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画コンペの提案審査について必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務にかかる企画コンペの審査は、「令和5年度盛岡広域エリア等酒蔵めぐりツアー」商品造成・販売業務企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 審査委員会は、企画コンペに参加する者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査項目及び配点

配点は100点満点とし、審査項目及び配点は次のとおりとする。

1 審査基準

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
企画内容 の的確性	事業目的	事業目的を理解し、的確な提案となっているか。	10	30
	計画性	事業のスケジュールが妥当か。	10	
	事業成果	十分な成果が期待できるか。	10	
業務企画 内容	事業内容	事業の企画に係るコンセプトが明確で、工夫されたものになっているか。	10	50
	基本仕様	・ツアー商品造成の仕様要件を充たしているか。 ・商品造成・販売は実現可能性が高く、具体的な方法・内容となっているか。 ・ツアーを通じて地域経済の活性化に寄与する内容となっているか。 ・本業務終了後も造成したツアー商品を自立して販売できる内容になっているか。	30	
	独自の提案 ・工夫	仕様書に具体的記載のない事項で、独自の提案・工夫がなされているか。	10	
業務遂行 能力	業務遂行 能力	・提案内容を確実に履行できる実施体制であるか。 ・過去に類似の事業を実施した実績があるか、または、実績はないが、団体としての活動状況や組織構成等から十分な業務遂行能力があると判断できるか。	10	20
	積算内訳	事業単価経費が妥当であり、企画提案内容と整合がとれているか。	10	
合 計			100	

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等に基づいて行う。
- (2) 審査委員は、企画提案書等に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、委員ごとに上位3者まで順位点（1位＝5点、2位＝3点、3位＝1点）を付し、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて振興局に報告するものとする。
なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、後日、再度審査を行い順位等を決定するものとする。この場合、持ち回りによって審査、決定することができるものとする。
- (3) 参加者が1者のみであった場合にも、選考委員会において企画提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。
- (4) 参加者が1者のみであった場合の審査方法は、各委員の採点の合計点（300点）で180点を最低

基準点とし、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者として選定しないものとする。

4 受託者の選定

審査委員長は、審査委員会の審査結果を参考に、受託者を選定する。

5 審査結果の通知及び公表

審査結果は、受託者の選定後、速やかに応募者に文書で通知するとともに、岩手県ホームページに掲載して公表する。